組合救援規定：病休見舞金について

組合救援規定（2018.4.1から適用）

１.病気・障害の場合（救援細則第３条関係）

●病気休暇・病気休職の取得

・１週間以上　　５，０００円

・１か月以上　１０，０００円　（１ヶ月＝３０日）

・３ヶ月以上　２０，０００円　（３ヶ月＝９０日）

・６ヶ月以上　３０，０００円　（６ヶ月＝１８０日）

・月額1,000円並びに2,000円の組合員　１週間以上　３，０００円

●但し、同一年度１回とし、継続疾病に関しては年度を越えても１回とする。

１週間以上とは

日	月	火	水	木	金	土
				病休	病休	病休
病休	病休	病休	病休			
次の場合は対象外						
	病休	病休	病休	病休	病休	

※（薄い塗りつぶし）のように、学校の勤務簿上で土日も病休扱いになるものは**支給対象**

※（濃い塗りつぶし）のように、学校の勤務簿上で土日は病休扱いにならないものは**支給対象外**